

第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文
 国土交通省告示第千百十三号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>一 略</p> <p>二 次に掲げる建築材料(施工時に塗布される場合に限る。)</p> <p>イ 次に掲げる塗料(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。)</p> <p>(1) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K五六七四)鉛・クロムフリーさび止めペイント)に規定する鉛・クロムフリーさび止めペイントの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF、F及びFの規格に適合するものを除く。)</p> <p>(10) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>口・八 略</p>	<p>一 略</p> <p>二 次に掲げる建築材料(施工時に塗布される場合に限る。)</p> <p>イ 次に掲げる塗料(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。)</p> <p>(1) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>口・八 略</p>